

平成21年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成21年9月24日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成21年9月24日(木)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員(16名)

| | |
|-------------|------------|
| 1番 北村道生議員 | 2番 内山鉄芳議員 |
| 3番 端無徹也議員 | 4番 田中勲議員 |
| 5番 三林輝匡議員 | 6番 神保美也議員 |
| 7番 南靖久議員 | 8番 三鬼和昭議員 |
| 9番 與谷公孝議員 | 10番 大川真清議員 |
| 11番 濱中佳芳子議員 | 12番 三鬼孝之議員 |
| 13番 高村泰徳議員 | 14番 濱口文生議員 |
| 15番 中垣克朗議員 | 16番 真井紀夫議員 |

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

| | |
|------------|-------|
| 市長 | 岩田昭人君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 湯浅英男君 |
| 市長公室長 | 仲明君 |
| 総務課長 | 三木正尚君 |
| 防災危機管理室長 | 川口明則君 |
| 税務課長 | 吉澤壽朗君 |
| 福祉保健課長 | 大倉良繁君 |
| 環境課長 | 野田耕史君 |
| 市民サービス課長 | 山下恭徳君 |

| | |
|----------------|----------|
| 建設課長 | 大屋 一 君 |
| 新産業創造課長 | 奥村 英 仁 君 |
| 水産農林課長 | 小倉 宏 之 君 |
| 水道部長 | 佐々木 進 君 |
| 尾鷲総合病院事務長 | 宮本 忠 明 君 |
| 尾鷲総合病院総務課長 | 大川 一 文 君 |
| 尾鷲総合病院医事課長 | 世古 讓 治 君 |
| 教育委員長 | 北澤 雅 臣 君 |
| 教育長職務代理者教育総務課長 | 岩出 育 雄 君 |
| 教育委員会生涯学習課長 | 川端 直 之 君 |
| 教育委員会学校教育担当調整監 | 玉津 勲 哉 君 |
| 監査委員 | 濱田 俊 次 君 |
| 監査委員事務局長 | 濱野 薫 久 君 |

議会事務局職員出席者

| | |
|------------|--------|
| 事務局長 | 山本 和 夫 |
| 次長兼議事・調査係長 | 内山 雅 善 |
| 議事・調査係主査 | 竹平 専 作 |

〔開議 午前9時59分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番、北村道生議員、2番、内山鉄芳議員を指名いたします。

次に、日程第2、先週に引き続き一般質問を行います。

最初に、10番、大川真清議員。

〔10番（大川真清議員）登壇〕

10番（大川真清議員） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしく願いいたします。

8月の定例会に続きまして、今回は二つ、一つは喫緊の課題である新型インフルエンザ対策について、もう一つは、集客交流と観光政策について、市政に若干の提案と市長の考え方をお聞きします。

まずは、一つ目の新型インフルエンザ対策についてです。

そろそろ秋を迎え、季節性インフルエンザの発生時期となり、新型インフルエンザの発生ピークも近づいていると言われております。尾鷲総合病院はもとより、福祉保健課、教育委員会、防災危機管理室などでは対応に大変ご苦労されていることだと思います。

もともとインフルエンザは、いわゆる風邪とは違います。地球上のほとんどの哺乳類と鳥類に感染する人と動物の共通感染症です。共通感染症の代表としては、日本では50年ほど前に撲滅されましたが、現在もアジアやアフリカを中心に流行している狂犬病があります。日本では、人以外の動物インフルエンザは、豚、馬で流行しております。最近は鳥でも時々流行しているのはご存じのとおりです。しかし、動物から人が直接感染することはほとんどありません。インフルエンザにはA、B、Cと3種類あり、人と動物に感染するのはA型だけで、B型は人だけが感染をします。

今回の新型インフルエンザは、昨年まで新型になると言われていたH5N1という、いわゆる鳥インフルエンザとは全く違うものです。今回のものはメキシコで流行が始まったとされるH1N1、いわゆる豚インフルエンザと呼ばれるものです。もともと人の新型インフルエンザは、すべて豚の中で作られております。人は、1918年にH1N1のスペイン風邪、1957年にH2N2のアジア風邪、1968年にH3N2の香港風邪と、3度新型インフルエンザに遭遇しております。今回のものは、4度目の新型インフルエンザとなるでしょう。しかし、現在接種しているインフルエンザワクチンは、H1N1のソ連型、H3N2の香港型、そしてB型の三つの型を混ぜたもので、新型には効果がありません。

今回の新型インフルエンザは、罹患率を20%とすると、ピーク時は全国で1日76万人の発症があり、1日4万6,400人入院患者が出るということです。これを尾鷲市に当てはめると、感染者は4,000人、ピーク時には1日100人の発症があり、1日で入院する必要がある人は約10人です。三重県の予測では、県内で37万4,000人から56万1,000人の感染者が出て、5,600人から8,400人が入院するとの報告があります。これは、あくまでシナリオですので、実際にはどのような状況になるかはわかりません。

さて、現在の対策としては、個人レベルとして、手洗い、うがい、マスクの着用、せきエチケットなど、常識的なことしかないのが現状です。9月1日に三重県では新型インフルエンザ対策本部を再度立ち上げ、尾鷲市でも対策準備が進んでいるところだと思われまます。現在、尾鷲市では、防災無線を使って市民に啓発を行っており、ある意味、斬新な試みであると思っております。

先般、国の新型インフルエンザ用のワクチン供給の案が出ました。10月下旬から接種が始まり、まずは医療従事者がワクチンの接種の先決とされ、このままでは住民の感染のピークに間に合わないようです。恐らくこのような状況下で、尾鷲市内でも患者が発生することが予想されます。まず、そのとき、対応の中核となる尾鷲総合病院の診療体制はどうなっているのでしょうか。また、紀北医師会との連携など、ほかの診療所との連携はどうなっているのでしょうか。薬剤、特に特效薬であるタミフル、リレンザの備蓄状況、そして、ワクチンの接種の予定なども含めて、尾鷲市の医療体制についてお聞かせください。

次に、集客交流と観光政策についてです。

夏休みも終わり、秋の観光シーズンになってきました。平成16年7月に熊野古道が世界遺産に登録されたことを契機として、平成19年2月には三重県立熊

野古道センター、平成19年4月には夢古道おわせがオープンしました。尾鷲市では、19年度に観光交流元年を掲げており、その1年後には夢古道おわせに温浴施設が併設されました。このように市内では観光向けの施設が充実してきたところです。一方、隣の熊野市においても、紀南中核交流施設として清涼飲料水製造工場である夢工房くまの、宿泊施設である里創人熊野倶楽部が開業いたしました。そのため、東紀州一帯を一つの観光エリアとしての見方もできるようになっております。

平成19年9月、県が計画した地域再生計画である「東紀州における地域資源を活用した雇用機会の増大」、これが内閣府の第7回地域再生法に基づく地域再生計画（平成19年から21年度）に認定をされております。その中の一つに、尾鷲市は地場特産品情報交流センター事業を挙げております。その内容は、本格化してきた観光交流の進展に合わせ、尾鷲市では平成19年度を観光交流元年に掲げ、熊野古道センターの隣接地に公設民営の地場特産品情報交流センター、いわゆる夢古道おわせを平成19年4月に開設し、特産品の展示や販売、地元料理のバイキングレストランなど、地域の特産品や食文化の普及・促進を通じて、集客交流や情報発信の中核拠点とする取り組みを進めている。さらに平成20年春には、海洋深層水温浴施設を隣接地に整備し、地域の観光名所、宿泊施設、サービス施設、飲食店などとも連携し、経済的波及効果をもたらす展開を図るとなっております。この達成状況はいかがでしょうか。特に夢古道おわせとまちなかの宿泊施設、飲食店などとの連携はいかがでしょうか。

私は今、尾鷲市の観光の目指す方向性づくりが必要であると思われまます。それを次の総合計画に盛り込んでいく必要があります。そして、現在の第5次総合計画には、事務事業を評価する指標、つまり数値目標がありません。行政活動は数字がすべてではありませんが、体系的な質の向上を目指す行政活動のためには、何かしらの指標は必要であると思ひます。この点はいかがお考えでしょうか。

先ほど言ったように、観光交流元年として尾鷲市の産業振興の方向性を観光中心にシフトしておりますが、現在の市長もこれを踏襲していくということによろしいでしょうか。また、そういうことであれば、これからの尾鷲市の観光は、どういうものを売りにしていくのでしょうか。まずは今後の尾鷲市の観光政策のビジョンをお聞きしたいと思ひます。

壇上では以上になります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） おはようございます。

まず、新型インフルエンザ対策についてお答えします。

現在、尾鷲総合病院におきましては、患者用タミフル100人分、リレンザ100人分及び職員用タミフル60人分を備蓄しておりますが、民間の薬局におきましても治療薬を備蓄しており、それでも対応できない場合は県に依頼し、準備をしていただくことになっております。

また、ワクチン接種につきましては、健康被害を最小限のものとするためには、予防接種による重症化防止が重要であります。ワクチンの生産量は限られており、接種の順位は重症化するリスクや社会に対する影響等を総合的に勘案し、設定することになっております。ワクチン接種が受けられる時期、受託医療機関等につきましては、県と連携し、住民に対し周知することとなっております。

次に、個人診療所へ受診した患者が重症化し、尾鷲総合病院へ受診された場合の診療体制につきましては、新型インフルエンザ罹患者は原則として自宅療養といたします。しかし、重症患者につきましては、当病院は感染症指定医療機関になっておりませんが、受け入れを行ってまいります。また、その際には院内感染対策の徹底等により、基礎疾患を有する患者の感染防止に努めてまいります。

なお、現在の尾鷲総合病院の医療体制は、体温38度以上の発熱かつ急性呼吸症状がある場合で、新型インフルエンザの感染が疑われる患者に対しましては、外来部門においては、疑似患者とその他の患者について、受診待ちの区域、また診療時間を分けるなどして最大の注意を払っております。特に産婦人科におきましては、一般患者との接触を避けるための対策、また、透析センターにおきましても、新型インフルエンザ発生時の対応として、他の患者と時間をずらして透析を行うなどの対策を行うことになっております。尾鷲総合病院といたしましては、新型インフルエンザの動向に迅速に対応するため、院内に新型インフルエンザ対策委員会を設置し、救急医療体制などの協議を随時行ってまいります。

熊野古道センター、夢古道おわせ、いわゆる地域振興ゾーンとまちなかの連携についてであります。これらの施設は、全国に情報発信し、集客交流に努めるとともに、その集客をまちなかや輪内地区など市内全域に波及させていく役割を担うために建設されたものであると認識しております。特に夢古道おわせにつきましては、株式会社熊野古道おわせに指定管理者としてのその役割をゆだねておりますが、夢古道おわせ、夢古道の湯という二つの施設の整備が完了してから1

年半を経過したところで、その集客は順調に推移しているものの、当初の目的の一つでありますまちなかとの連携につきましては、課題として指定管理者と協力をし合いながら努力しているところであります。

地域振興ゾーンでは、本市への滞在時間を延長させ、また、滞在区域を増大させるという役割を担っておりますが、これらは市内での消費増大を図るためであり、そのためには、まちなかと地域振興ゾーン双方の情報共有が不可欠であります。今後とも夢古道おわせはもとより、中核的な役割を担う尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会とも協力し合いながら、まちなかと連携した誘客を図ってまいります。

また、遠方からの観光客の動向を見ても、目的地の設定は観光動機に起因し、旅行前に決められている傾向にあることから、夢古道おわせに来た人にまちなかや地域を紹介するだけでなく、インターネットや情報誌などで事前に行き先を検討する時点で、夢古道おわせとカップリングさせた地域情報の提供が効果的であると考えております。

次に、観光交流元年の踏襲、観光政策ビジョンについてであります。

本市では、熊野古道の世界遺産登録以降、これまでに熊野古道センター、夢古道おわせ、夢古道の湯、アクアステーションといった集客交流施設が完成し、これまでにない集客を期待しているものであります。私は、これらの施設を活用した集客交流の流れを継続しながら、食や魚といった地域資源とあわせた総合的な取り組みを行い、集客交流を魅力ある魚のまちづくりや尾鷲ヒノキを生かしたまちづくり、さらには農商工連携といった観点で推進してまいります。観光政策ビジョンにつきましては、これらの事業を総合的かつ効率的に行うためにも、総合計画を作成する時点で全体的な計画の取りまとめを行い、観光振興基本計画の策定検討も含め、魅力ある魚のまちづくりなどを特化した取り組みとしていきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） ありがとうございます。

まず、そうしましたら1番、新型インフルエンザ対策の方の話をもう少しいろいろお聞きしていきたいんですけども、今、病院の診療体制、あと、あるいはまちなかの診療所との連携体制についてお聞きして、かなり病院の方でも、もともと感染症を受け入れる病院でないにもかかわらず受け入れができるような体制にしたいというので、身近な市民の方にとってはすごく安心感を持てる

ことじゃないかなというふうに思うんですけども、次に、万が一、市内に患者さんが発生したといった場合の市民への情報伝達とか行動指針、特に学校関係なんかは、今、教育委員会といろいろ対策を練っていただいているところだと思うんですけども、学校なんかへの指示はどうなっているかということをもうちょっとお聞きしたいということと、そして、万が一、非常に大量な患者さんが市内に出て、そうすると当然、市役所の職員の中にも患者さんがたくさん出てくるといったことになると思いますけども、そうしたときの市役所の執行体制とか、今、民間の会社なんかではBCPと言われるような事業継続計画、こういったものも作成しているところがありますけども、そういった万が一のときの執行体制、このあたりもいろいろ教えていただきたいなと思うんですけども、よろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 市内発生時の行動指針等について申し上げます。

本市における新型インフルエンザ対策につきましては、本年5月に尾鷲市新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）を策定し、これに基づき対応しているところです。この計画書は、三重県の計画書に基づき、鳥インフルエンザに対応したものと策定されたものですが、今回の豚インフルエンザにつきましても、新型ということで、これに基づいた行動体制をとっております。

市内発生時の情報伝達は、各診療機関から保健所に通報され、その後、市や関係機関に伝達されることとなるわけですが、これを受けた対策本部は、発生位置、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針等を協議することとしています。この結果を踏まえ、感染防止対策、社会機能の維持、行政サービスの維持を図っていくべく行動を起こしていくこととしております。特に学校等につきましては、県、健康福祉部、教育委員会と連携を図るとともに、新型インフルエンザ対策が適切に実施されるよう要請することとしております。また、市内の事業者等には、地震などの災害時のような各種協定は結んでおりませんが、生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策等について要請を行ってまいります。

議員の申されましたBCP、いわゆる事業継続計画は、各事業所にて対策を講ずることとなっておりますが、尾鷲市といたしましては、尾鷲市新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）に基づき対応していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 今、市長の方もBCPについて触れられましたけども、一応そのかわりといえますか、BCPになるものが尾鷲市新型インフルエンザ行動計画、こちらを策定していただいておりますということでした。ご存じのとおり、BCPというのは、もともと地震なんかの災害を想定してつくられているものですけども、今回のような感染症の流行というのも災害という位置づけをして、特に尾鷲市はライフラインである病院、環境のごみ処理、そして水道事業、そういったものを行っていることもあって、そういった機能を感染症が流行した災害時に維持していくというためにも、今後ともまたそういったものの整備をしていただければいいのかなというふうに思います。

そして、もう一つお聞きしたいことがありまして、市と県との役割分担ですね。感染症になりますと、専門がどうしても県ということになりますが、今、特に健康福祉部の協力も仰ぎながらというふうな話もありましたけども、そのあたりの役割分担をもう少しお聞きしたいということと、そして、もう既に回答でもありましたけども、市内事業所との連携状況ですね。要請を一応していくというふうなことを今お聞きしましたけども、具体的にどういった業者さんにどういった要請をしていくか、そういったことをお聞きしたいということと、そして、今後、今のところ特に防災でも協定は特にしていないということなんですけども、最近よくスーパーとかコンビニなんかは、食料備蓄という考え方のもとで協定を結んでいるところもありますので、そういった今後の考え方についてもお聞きしたいと思うんですけども、ちょっと重複するようなところもありますが、よろしくお願いいいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 県としての役割分担についてでございますが、議員もご承知のとおり、感染症に関しましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で、医師からの届け出、感染症の発生状況及び動向の把握、調査、消毒、健康診断等の勧告、その他の処置については、都道府県知事が行うことになっています。このことから、市といたしましては、法に準じ、県知事の指導・指示を受け、感染予防に努めているところであります。現在、市としての予防対策は、市民への感染予防のための知識等の啓発に重点を置き、防災行政無線での広報、広報おわせへの掲載、保健師等による健康教室の地区巡回などを実施しており、正しい情報の伝達により市民の不安を軽減し、感染予防につなげたいと考え

ております。

紀北医師会との連携につきましては、常々健診事業、予防接種事業、学校医、園医、各種分野の医院等において既にご協力をいただいております。そのような中で意思疎通が図られるとともに連携もとれていると感じています。特に感染予防対策に関しては、尾鷲保健福祉事務所が主催する東紀州地域尾鷲地区救急医療対策協議会感染症危機管理部会における対応、協議、各関係機関との情報交換等、連絡調整を行い、医師会からのご意見、ご指導もいただいております。連携を深めております。

最後の各スーパーとの連携につきましては、現在、災害時に結んでおる協定を遵守すべく、これからスーパーと各関係機関に要請を行っていきたく思っております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） ありがとうございます。防災の協定をもとに、こういった感染症のときも市内の事業者と連携するということを今お聞きしましたので、よくわかりました。市の方の役割というのは、感染症は中心が県ということで、予防啓発に徹したことをやっていただくということで、そのあたりも了承させていただきました。住民としては、市、県とはあまり区別がありませんので、ぜひ今後とも市民の安全・安心のために危機管理体制の整備をお願いしたいと思っております。そして、今回の新型インフルエンザに関しては、県、事業者、そして市民が一体になって、尾鷲市で1人の死者も出さないと、そういったふうな対策になればというふうに思っております。

新型インフルエンザについては以上です。

次に、二つ目の集客交流と観光政策について、もう少しお話を深めていきたいんですけども、せんだって聞いていたラジオの中で、尾鷲はもともとみ業・やま業のまちで、もてなすという文化がちょっと不足しているんじゃないかというふうな話がありました。それを受けてかどうかわからないですけども、最近、接客研修というものが結構各所で行われております。そして、ありきたりの接客じゃなくて、私が思うには「もてなしの尾鷲」と言われるような、尾鷲市自体がもてなしの心を持った市になっていってもらったらいいかなというふうに思っています。そのためには、当然市内の事業者と市役所、そして、こういった観光の分野でしたら観光物産協会、商工会議所なんか連携して、もてなしに取り組んでいただければなというふうに思います。そして、同じ東紀州、先ほど熊野、

紀南も方も含めて、観光地がほとんど一体化しているんじゃないかというふうなことを僕は言いましたけども、ほかの自治体との差別化ができて尾鷲市に交流人口が増加するんじゃないかなというふうな期待もしております。

そして、今、尾鷲市の観光のシンボリックな存在といえば夢古道になっておると思いますが、昨年度の20年度は20万人のお客さんが夢古道の方に来たようです。細かく言うと、湯の方、お風呂の方が、目標が6万5,000人のところが7万3,000人のお客さんが来たということで、非常に今、好調な出入りになっています。一方、古道センターが、カウントの仕方にもよると思うんですけども、9万人ということで、同じ地区であっても夢古道おわせの方の魅力が観光客にとっては非常にあるのかなというふうに思われます。そして、ちょうどこのシルバーウィーク中に、新聞等で報道されていましたが、全国11の温泉なんかの施設と連携しての尾鷲の間伐ひのきを利用したイベントを行っていました。まさに先ほど市長が言われたように、夢古道おわせを中心に尾鷲というものを全国に発信する試みというのが、今、行われているなというふうに思っているところです。

そして、今現在、夢古道おわせの店長を中心に、社内全体で夢古道おわせの理念づくりというものが進められているようでして、指定管理者としての夢古道の目指すべき方向性というのができつつあるようです。東紀州まちづくり観光公社が行っている事業のホスピタリティーアップセミナーというものがありますけども、その中で20年度、東紀州の15施設を覆面調査したところによると、夢古道おわせが1位になったということです。この地域のもてなし施設のベンチマークにこの夢古道おわせがなるべく、この効果が市内の飲食店や旅館などに波及することを期待しているところです。

そして、この夢古道おわせは、ハードは市が整備をして、そしてソフト面は指定管理者である株式会社熊野古道おわせが運営しているところですけども、今後のハードの補修とか拡張を含めた方向性について、指定管理者とハードを整備した尾鷲市が協議していく必要があると思っております。特に施設を見ると、狭い厨房とか狭い物販スペース、そしてあと建物の景観、こういったところにまだまだ課題があると思っております。今後、尾鷲市として、この夢古道おわせの施設をどのように活用していくのか、そのあたりをまたお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 夢古道おわせは、平成20年度に東紀州観光まちづくり公社が実施したホスピタリティーアップセミナーの接客覆面調査において、東紀州地域15施設の中で最も高い評価を得て、その接客力の高さが実証されました。これは、株式会社熊野古道おわせの企業努力のたまものであり、本市といたしましても大変感謝しているものであります。これにより、夢古道おわせのさらなる接客業としての進化と本市業界の模範となることを今後も期待しております。

続きまして、夢古道おわせのハード面等についてであります。平成19年4月に本市が建設した地場特産品情報交流センター夢古道おわせは、現在の運営状況での厨房、販売スペース等の手狭さについては十分認識しております。しかし、現時点において改修や拡張といった建設的整備を行うことは、財政状況等も踏まえ、非常に厳しい状況であります。今後は指定管理者側とも協議を行い、計画性を持った対応を行いたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） なかなか今後のハード面について、まだまだ市としての方針が今のところはないということなんですけども、観光客というのは、自分も含めてそうですけども、同じ変わりがないところに何回も何回も足を運ぶということはないものだと思います。ちょっとずつ何か変化があるという、そういったところに魅力を感じてリピーターになっていくといったところがあると思いますので、今、今後のことについて協議をするということを言われましたので、今後、その協議の中で双方に知恵を出し合って、何とかちょっとずつハード面も含めて変えていける、ぜひともそういったふうな話が出てきたらなというふうに期待しているところです。特に狭い物販部門の増設とか、そして、今、尾鷲であと人が集まるといえば、月に1回開催しているイタダキ市がありますので、そういったものとの連携ですね。イタダキ市は、以前は市が中心にやっていた、今は実行委員会の方が中心だと思うんですけども、そういった実行委員会の方との協議の中で、夢古道、イタダキ市と、またそうした連携もしていただければなというふうに思いますけども、その辺、感想も含めてお聞きできたらと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） おっしゃられるように、変わりがないと飽きられるといったことはそのとおりであります。何とか今、ハード面での変わりじゃなしにソフト面での変化によって対応していただくように管理者の方と相談をしていきたいというふうに思っております。

もちろん伊タダキ市との連携は当然のことでありまして、今後、力を入れていきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） ありがとうございます。ぜひともいい方向で変わっていきけるような、そういった話し合いがまた持たれることを期待しております。

そして、次にお聞きしたいのが、隣接する県立の熊野古道センターとの連携状況について、夢古道というのは、今のようにお客さんがたくさん入っているということで集客交流、そして、熊野古道センターというのは、文化・歴史を伝える博物館としての機能があると思いますが、たしかもともとは熊野古道センターも集客交流というふうなことを言っていて、なかなかそれぞれの強みを生かしているような状況とは思えないところです。特に古道センターの方のコンセプトというのはあいまいで、なかなか夢古道とのすみ分けというのがうまくいっていないのかなというふうに思われます。ちょうど今、市と県と夢古道おわせ、そして古道センターの四者が会議を行っているということをお聞きしました。この会議は、情報交換、情報共有だけではなくて、ちょうど市の今後のマスタープランでも、この地域の観光交流拠点としての強化をうたっていますので、この地区が観光拠点として目指す方向性を議論するような、そういった場になることを、特にこの会議を望んでいるんですけども、市としての考えはいかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 四者会議は、熊野古道センター関係者協議会設置要綱に基づき、三重県東紀州対策局、尾鷲市新産業創造課、三重県立熊野古道センター及び夢古道おわせにより組織されており、両施設への誘客及び円滑な事業運営等を図るために設置され、月1回のペースで情報交換等を含めた形で開催しておりますが、集客の効果は否めません。今後は両施設の指定管理者の間においても方向性等进行確認し、さらに踏み込んだ情報の共有を行うことによる相乗効果を期待しております。そのように進めていきたいなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 今後、その方向性などに踏み込んだ内容の議論をしていくということで期待をしています。外から来る人にとっては、多分、古道センターと夢古道、設置者というのは全く関係ないことです。そして、それぞれすぐ近い隣にあるということで、ぜひともそれぞれの強みを生かした今後の相乗効果というのを期待して、現在、夢古道は20万人、古道センターは9万人、これがまだ

まだ数字が上がっていくんじゃないかなというふうに期待をしています。

そして、最初にも言ったとおり、東紀州全体が観光向けの施設が非常に充実してきたということもあって、隣の自治体というのは観光でいうとライバルというふうになると思うんですけども、ライバルだけじゃなくて広域観光として切磋琢磨する、パートナーという視点も重要ではないかなというふうに思っています。そのため、県と市町が、この地域は東紀州まちづくり観光公社というのを立ち上げてきたということになると思うんですけども、特にすぐ隣の紀北町との連携状況というのはいかがでしょうか。観光部門の担当課なんかと今のところ一緒にイベントをやっているとか、そういったことはないと思うんですけども、今後とも何かやる予定があるのかとか、その辺の連携の考え方、そういったものをお聞きしたいんですけども。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 広域観光の視点については、平成25年の伊勢神宮の式年遷宮も控えております。今後の観光施策の展開においては重要な位置づけを占めるものとして認識をしております。東紀州地域が一体となり、その魅力を総合発信するためにも、平成19年4月に東紀州観光まちづくり公社が発足し、本市からも2名の職員が出向しておりますが、まちづくり公社では、東紀州地域の他地域にない独自性や本物のよさを大切にしながら、広域的な視点に立った地域連携を図り、地域の活性化を推進することが目的とされています。本市におきましては、エージェントへの地域資源の売り込み、プレスツアーの仕掛け、広域でのPR活動など、市単独で取り組みにくい事業については、まちづくり公社での地域外活動事業などと連携して事業を進めているところであります。

また、近隣市町との連携といった点につきましては、今年度行われましたJR紀勢本線全通50周年記念事業の一連のイベントにおきましても、相賀駅での本市の物産PRや販売を行ったり、尾鷲駅で紀北町や熊野市のPRを行ったりするなど、それぞれの市町の担当課同士がお互いに協力し合いながら一つのイベントを行うなど、今後ともこういった取り組みを発展させ、広域での魅力づくりを進めていきたいと考えています。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 本当に小さな取り組みから、そこで現場でいろいろアイデアを出し合ったりとかの話があって、そしてまた何か次の共同事業につながっていけばなというふうに思っているんですけども、特に私は、前回でも言いまし

たけど、病院とかごみ処理、そして観光というものは、広域でやることで外から来るお客さんに対してより高い効果が見込まれるのではないかなというふうに思っております。隣の自治体というのは、今も言いましたように、観光では一応ライバルということになってしまいうんですけども、それぞれ独自の強みというのを磨いていくためにも、今後とも協力が必要かなというふうに思っております。

そして、最後にお聞きしたいのは、市長のビジョンの一つである魅力ある魚のまちづくりと観光との連動についてお聞きしたいと思います。

ちょうど9月になって底引き漁が再開されたとあって、尾鷲漁港の魚の種類が非常にふえていると。それでもちょっと漁獲量が少ないという問題もあるみたいなんですけども、こういった本当に魅力ある尾鷲の魚を、観光客だけじゃなくて、なかなか実は市内の人間もどこで食べられるのかとか、どこで買えるのか、これは観光客ももちろん同じだと思いますけども、そういった情報はどこで探すことができるか。市長もいろんな情報発信の考えというのをお持ちだと思いますので、市内外含めて、こういった魅力ある魚のまちづくりの情報発信について、どんな考えがあるかということをお聞きしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども述べさせていただきましたが、魅力ある魚のまちづくりは、総合的な取り組みとして効率的に進めるためにも、総合計画の策定に合わせてプロジェクトにより特化した取り組みにしていきたいと考えております。事業としての具体的な取り組みは、それらのプロジェクトの中でも検討していきたいと考えておりますが、魚を中心とした食マップの整備など、食をテーマにした観光交流を促進させるような取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、昨年度に尾鷲観光物産協会と尾鷲商工会議所、市が連携して取り組みました「尾鷲鯛めし弁当」は、本市の養殖真鯛の普及・消費促進を目的に、市内の飲食店が相可高校食物調理科、村林教諭の監修を経て開発したものであります。また、尾鷲市海面養殖振興協議会での「養殖真鯛の鯛茶漬け」や「養殖真鯛生産者さんの鯛料理」のメニュー開発事業では、スーパー等でのチラシ配付による啓蒙なども行われております。今後は、これらの取り組みを発展させ、鯛茶漬けを食べられるお店の開発や鯛料理の普及もあわせて魅力ある魚のまちづくりを推進していきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 今、養殖真鯛の方の話に入って、いろいろ弁当の開発とか

メニューの開発、そしてそれを飲食店で食べられるようなお店をまたつくっていくと、そういったことで尾鷲の魚というのをアピールしていくと。また、特に養殖真鯛でしたら、ちょっと話は変わりますが、養殖といってもなかなか高価なものですけども、ぜひ給食の中なんかになんかそういったメニュー、月に1回とはなかなかコストの面でも言えないですけども、半年に1回とか、何かめでたいときがあれば子供たちに養殖真鯛を食べてもらって、尾鷲が鯛の養殖のまちだと、そういったことも味覚の中で学んでいってもらったらいいかなと思います。もちろん養殖真鯛だけじゃなくて、なかなかメニューとしては取り込みにくいと思いますが、底引き網で獲れたような、ニギスなんかでしたらミンチにしていつでも出せるかと思うんですけども、そういったものも学校給食の中で小さいときから食べると、また将来、子供たちが尾鷲のことを思い出す一つの材料になるんじゃないかなと思いますけども、最後、そのあたりについてご回答をお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 給食についてはなかなかハードルが高いのですが、今、月1回真鯛を提供するようなことができないかとか、あるいは、例えば県下にたくさんの事業所があって、そこが給食を持っておりますが、そこで養殖真鯛等を提供できないかといったことを今、模索しておるところであります。ニギスなんかの比較的安価なものについては、地産地消として給食に採用できるのではないかというふうに思われますので、今後検討を進めていきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） ありがとうございます。魚のまちといっても、子供のときになかなか魚を食べる機会というのも逆に言えば減ってきているんじゃないかなということも思いますので、ぜひとも今言われたようなことを何とか実現していただきたいなというふうに思っております。

以上で今回の私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） ここで休憩をいたします。再開は11時からといたします。

〔休憩 午前10時47分〕

〔再開 午前11時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、三林輝匡議員。

〔5番（三林輝匡議員）登壇〕

5 番（三林輝匡議員） 第 3 回定例議会一般質問におきまして、通告どおり尾鷲市の今後の財政についてご質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

先日の定例議会におきまして、市長の行政報告及び昨年度の決算報告をいただき、まことにありがとうございました。行政報告におかれましては、水産資源の環境生態系保全事業や子育て支援、新型インフルエンザ対策等福祉事業、環境対策として清掃工場の焼却炉改修等、積極的に取り組まれている中、行財政改革の取り組みを職員に周知しながら尽力いただいているのではないかと感じました。今回は、今後の財政の見通しなど、質問したいことがございますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは、平成 20 年度決算報告についてですが、尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算書の中で、一般会計報告を受けながら私が感じたことは、歳入歳出において歳入の減少が大変気になります。今日の大変な社会状況や企業背景の事情もあるかと思いますが、尾鷲市にとって財政歳入が減少していくということは、事業数も減らさなければならないということです。市民の安心・安全な生活や社会福祉サービス、新たなまちづくり事業を維持していくためには不安を感じます。財政健全化において記されている 20 年度の早期健全化比率では、実質公債費比率の判断基準数値 25% に対し、現在 11.1% と基準値の半分以下ですが、今後の交付金の取り入れぐあいや尾鷲市の施策により数字の変動が予測されます。今後は新たな尾鷲市マスタープランの計画も策定されることですので、地方交付税の削減の影響を受け、自主財源に乏しい地方の小規模自治体である尾鷲市にとっては、新たにゼロベースからの歳入歳出予算設計をし、歳入増収についての施策を思案に入れた健全化比率の傾向や予測も検証していただかなければなりません。また、財政健全化比率についても、市民の皆様に対してわかりやすく意識した広報、公表をするべきではないかと考えます。

先日も、「尾鷲市は財政破綻しない、してはならない」という意見が出ました。市民に対しての意気込みは十分に理解できますが、姿勢や見直しの方針が記されているだけで、市民にとって財政状態が何もわからないでは逆に不安を募らせます。尾鷲市のように地方交付金の削減によって大きく影響を受ける財政バランスの状況では、財政再建も視野に入れていくことも必要であり、その意気込みをもって当然執行部も議会も一丸となって精査しなければならないことだと思います。また、財政状況を市民に周知していただくことも大事ではないかと思えます。再

建団体となった市民や尾鷲市職員にとっての不満や意欲の低下を導くものは、失政の原因となった施策の決定に深く関与した者などが高額な退職金を手にして退職をしたり、事業計画に沿わない事業者に対して何ら責任を負っていないという見方をされることも一因として考えられていきます。今後はうやむやにせず、地方自治に損失を与えたり、財政破綻に導いてしまった者などに対する責任追及制度も考えていかなければならないのではないのでしょうか。

今の尾鷲市民にとって恐ろしいことは、尾鷲市が財政再建することではございません。財政破綻になる、財政破綻後の尾鷲市全体がどのような状態になっているかを想像することです。話を少し置きかえますと、民間企業においては、一時的に業績が悪くても、その先の見込みや社員に意欲があれば、迅速に新たな方向性が見えてきます。また、悪化すれば破綻し、清算することもできます。尾鷲市は企業と違い、市民、事業、職員を抱えている中で、財源がなくなったからといって安易に縮小、解散するというわけにはいきません。市の歳入が減少していけば、市民に対するサービスや事業基盤を支える施策が低下するだけでなく、徐々に条件に見合わなくなった市民や企業は離鷲していき、地域のやる気、有為な人材、自分で考える力や自立心その他あらゆるものが失われ、さらには市職員の削減による意欲の低下を招きかねません。そのような状態から、地方自治体の再生は限りなく難しいこととなるでしょう。

今回の決算書の中でも記されているように、歳入全体合計で89億4,402万8,853円のうち、市税の合計が25億1,099万8,628円、使用料・手数料合計で1億906万341円、財産収入合計で1億4,438万6,069円、諸収入合計で2億4,708万6,888円と、自主財源となるものは合計で30億1,153万1,000円です。この数字は歳入全体の3分の1であり、残りを補うものは交付金や国庫支出金の依存財源が大半でございます。今日の政治・社会事情を含め、今後を考えなければならず、事業所の縮小や高齢化の進む尾鷲市にとって、市税の増収を見込むことは難しい事情も十分に理解しておりますが、交付金頼りの自治体運営では、政治や社会状況に振り回されてしまいます。市長の目指す1次産業の発展や「誇りあるまち・尾鷲」、また、安心・安全に暮らせるまちづくりを保障するのであれば、市長がこれらの取り組みに対し、どのように実行され、事業についても持続可能にするためにはどのような取り組みをなされるのかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 本市の財政状況は、人口減少や地場産業の衰退、長引く景気低迷の影響などから、歳入の根幹をなす市税収入は平成9年度をピークに大幅に減少し、平成20年度決算では約10億円、率にして29%の減収となっております。また、国においては、国庫補助金の削減、地方交付税の見直し、税源移譲の三位一体改革が進められ、地方交付税も平成12年度をピークに20年度決算では約9億2,400万円、率にして23%の減収となっております。財政運営の弾力性を示す経常収支比率は93.8%と、平成19年度と比較すると2.5ポイント改善されたものの依然として高い比率を示しております。これは、自由に使える一般財源のうち93.8%を経常経費に充当しなければならないということであり、新たな施策に充当できる余裕は6.2%しかなく、財政状況が硬直していることを示しております。これまでも経常経費の削減に向けた取り組みを行い、平成9年度と比較し、人件費で約9億2,600万円、補助費等では2億2,500万円などを減額してきましたが、それ以上に市税等の減収幅が大きく、経常収支比率の悪化となっております。

自主財源の確保としましては、財産収入である市有林の主伐も平成24年度から計画しておりますが、何より地域経済の発展が市税収入の増額につながることから、海洋深層水などの地域資源を活用した企業・事業誘致を積極的に推進するとともに、農商工連携事業などによる地場産業の育成など、産業振興に力を注いでまいりたいと考えております。

市の財政状況の広報、公表については、市民の皆様には市の財政状況をご理解いただくことは大変重要なことであり、市広報、ホームページで公表しておりますが、市民の皆様がわかりやすく理解できるための工夫をしていきたいと考えております。また、職員が市民の皆様のところへ直接出向いて財政状況の説明をさせていただく出前トークも実施しておりますので、利用していただきたいと思っております。

本市にとっては引き続き厳しい財政運営を強いられることとなりますが、健全で将来にわたり安定的な財政運営を行うため、引き続き集中改革プラン、定員適正化計画に基づく行財政改革を推進し、人件費を始めとする経常経費の削減に取り組むとともに、総合計画や事務事業評価と連動し、重要度、優先度、投資効果などを総合的に検討し、事業の廃止・縮小も含め、身の丈に合った健全な行財政

運営に努め、市民の皆様が今後とも安心して暮らしていけるよう全力を尽くしていく所存でございます。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） どうも答弁ありがとうございました。

確かに財政危機宣言が発せられてから、財政再建について取り組まれてきておられるのは私も感じております。最近尾鷲市に対しての政治・社会背景も変化してきており、取り組み方には慎重になって引き続き続けていただきたいと思っております。

また、財政再建についてお聞きしたいのですが、自治体の財政再建は、単に健全な債務返済体制を確立するだけでは不十分であります。自治体の財政再建は、企業の再建よりも債務を負う個人の再生に類似しているように思います。破綻後の財政再建は地域の意思とは全くかけ離れた国主導の強度な干渉により指導され、たとえ財政バランスが回復したとしても、地域の力、住民自治を回復させるものではなく、まさに骨抜きにされた自治体の状態から以前の破綻前以上に回復させるのは困難であると考えます。つまり、財政再建の目的として最も求められるのは、債権者である国の満足ではなく、地方自治の再建であるとともに、地方自治の再建とは住民自治と団体自治の確立であります。先ほどの市長の話の中でもございましたが、この尾鷲市を強く気力をそぐことなくそのまま保っていただきたいと考えております。

この住民自治、団体自治の確立について、財政再建をする上で市長としての答弁を望みたいと思いますが、ご意見などありましたらよろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今後の財政運営につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、人口の減少が続いている本市の歳入を増加させることは簡単なものではありません。市税収入の確保のため滞納整理に引き続き力を入れ、収納率の向上に努めるとともに、未利用公共地の売却なども進めてまいります。歳出の削減が重要になってまいります。そのために引き続き集中改革プランなどにに基づき、人件費を始めとする歳出の削減や事務事業評価を推進し、聖域を設けず、すべての事務事業のゼロベースからの見直しを進めていくことにより、本市が健全で安定的な財政運営を堅持できるものとも考えております。

その中で、身近な自治ということで、住民自治が特に重要度を増してきますが、

今後、財政が厳しい中、住民の皆様にも担うべきものは担っていただくという観点からも、住民自治、それから行政が担う部分を役割分担し、これからの尾鷲市の行財政分野についてご協力をいただきたい、そういうふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） どうもありがとうございます。確かに今、市長がおっしゃられたように、歳出を切り詰めてというお話について、少しまたお話を聞かせていただきたいと思います。

やはり財源の確保についてですが、今後も市民生活を守る上で、地方自治における住民と行政の協働のまちづくりを支えていただくために、また、尾鷲市を持続的に発展させる中核都市づくりを目指していただくためにも、早急にもさらなる財政基盤の確立が必要だと考えております。地域に応じた施策を主体的に推進していくためには、市民と市政の役割分担や受益と負担の関係を再検証するなど、市民と市政がお互い犠牲を含めて協議し、持続可能な行財政システムを確立していかなければなりません。市長の所信表明でも述べられた痛みを伴う改革という部分で、先ほども述べられたようにお考えかと思いますが、歳入増収について何かご意見、お考えがあればお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 歳入の確保につきましては、まずは市税が大きな要素を占めますので、市税の滞納整理等を引き続き強化して収納率の向上に力を注いでいく、それが一つであります。増収案につきましては、人口増加は望めませんので、海洋深層水などを活用した企業・事業誘致を推進することによって新たな雇用が生まれまいか、それが市税の増収につながるものではないかというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） ありがとうございます。増収案で、安定した歳入を望むというのは、やはり市税が大半を占めることだと思います。また、不定期であっても、小さな収入を求めて積み重ねていくことも大事ではないかと考えております。また、事務事業の抜本的な見直しを踏まえ、各執行部との議論が必要だと思います。よりよい結果を導くためには建設的な話が必要であり、各事項において、できないの話ではなく、代替案も含めた議論を希望したいと思っております。また、市有地におけます空き地利用や広告公募なども視野に入れていただき、借地及び駐車場貸し出し範囲の見直しや広告範囲の見直し等も再検討が必要ではない

かと思えます。

また、増収案の基本は、財政においては増税でございます。しかし、新税創設や税率アップを見込むことには現実的には無理があり、不要資産の売却や利用料・手数料の値上げによる増収策もありますが、それでは継続的な支出を補完することはできません。また、利用者負担といった受益者負担の強化も同じようなものですが、しかし、これは増収と見るよりは効果的な歳出の支出抑制策と考えられます。そういったように、支出削減の基本は経費削減ですが、安易な直営事業の廃止や縮小をしても、市民の不満など意見が出てきますでしょうし、行政の効率化も随分取り組んでこられてきている中、これまで以上というのも難しいのが現状だと思います。市民のニーズがあれば、新たな指定管理事業などを策定し、民間の中で状況適応能力にたけた団体に指定管理者を委託することで費用対効果を望むとか、そういった策など市長の方でおありでしたら、新たなそういう増収策などをお考えでしたら、ご意見の方をいただきたいと思えますが、何かありますでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 現在、斎場を始めとして7カ所の施設を、指定管理者制度によって管理運営を行っております。他の施設のつきましても、指定管理者制度の活用が有効なのかどうか、そういう検討を進めていきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） 先ほどの増収案に続きまして質問をさせていただきます。確かに指定管理以外にも先ほどおっしゃられた尾鷲市が取り組んできた事業、そういったものによって増収を図るというのも大事なことです。そのあたりについて、何か増収の見込み、この先の見通しというものを、もしわかれば具体的に教えていただきたいと思えますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども申しましたとおり、海洋深層水等の地域資源を利用した企業誘致、事業所の誘致等を行うことによって若者の雇用を何とか確保できないか、それが人口増につながり、市税の増収につながるのではないかとということで、今、一生懸命企業誘致も行っているところであります。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） 増収という面では、やはり定住者がふえることが一番の増収につながるのではないかと私も思っております。先ほど市長の答弁の中で、なか

なか移住者、定住者が見込めないというお話でしたが、その部分、定住者がふえるということが一番の増収だと思いますので、そのあたりに重点を置いて取り組んでいただければと私は考えております。そのためには、やはり魅力のあるまちづくりというものに重点を置いていただきまして、尾鷲市を対外的にPRしていただき、尾鷲から離れて生活している人たちに尾鷲の取り組みや状況、魅力を発信し、また、いつかは尾鷲に住もうという意識を持ってもらわなければならないと思います。

また、ふるさとを離れ生活している人たちにとって、尾鷲の状況は気になるもので、東京尾鷲会のように各地域において尾鷲に関係する人や関心のある人を集めるような事業とか、今後、尾鷲へ移住、帰省者にPRする場をつくる取り組みなどが必要だと思いますが、何かその点について具体的にお考えはありますでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 東京尾鷲会あるいは東京三重県人会等、いろいろな会合があります。中京鷲友会もあります。そういった席で積極的に尾鷲のPRあるいは尾鷲の応援をお願いしていきたいというのがまず一つであります。引き続き尾鷲の魅力をあらゆるところで情報発信していくことが必要なのではないかなというふうに思っております。尾鷲に生まれて、今、尾鷲市外で住んでいる方に魅力的な尾鷲の情報を随時提供するといったことが大切なのではないかと思って、例えばホームページとかいろんな媒体を使って情報発信を進めていきたい、それで尾鷲に帰ってこられる人が一人でもふえればいいなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） 今、市長がおっしゃられた各尾鷲以外で在住されている方、尾鷲出身者に限らず尾鷲に関心のある方たちへの情報発信、尾鷲の周知をどんどん強めていただきたいなど。東京に限らず、名古屋であり大阪であり、各県に尾鷲からかなりの人口が出ていっていると思います。そういった方々に何らかのそういう情報発信アンテナとなるような人材を確保していただき、組織を全国的に広めていただきたいと私は思っております。

また、市長のおっしゃられる農山漁村の6次産業の発展も、これから尾鷲市は観光という面で力を入れていくと思います。そういったことをどんどん情報発信していただきながら、定住者が一人でも多くふえるように努力していただきたいと思っております。

その情報発信という部分で、また財政の話、最初の話に戻りますけども、そういった情報発信をする上で、やはり尾鷲市の財政を周知することも必要だと思います。その中で、わかりやすい財政情報の提供をお願いしたいと思っております。

また、今、いよいよ政権交代となりまして、地方自治体においても財政や事業の透明性が求められてきます。財政においても自主財源を中心とした歳入構造への転換を望むに当たり、企業会計の手法を導入した財政分析や財政状況を家計に例えるなどして、市民にわかりやすい情報提供に臨んでいただきたいと考えております。

昨年、尾鷲商工会議所青年部の事業で、財政の見方について勉強会を開いていただいた経緯等もございましたが、そのように市民の中でも財政の状況に関心を持たれている方もおられますので、財政健全化を市民、議会、行政一体となって進めるに当たり、市民に必要なわかりやすい財政情報を積極的に公開していただきますよう、よろしくをお願いしたいと思いますが、そのあたり、財政の情報公開について、市長のご意見などをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 現在、尾鷲市財政公表条例に基づき、9月、3月の年2回、予算の執行状況、収入の状況、財産、市債残高等を公表し、ホームページにも掲載しております。市の広報では、4月号で当初予算状況、11月号では執行状況及び決算報告を行っておりますが、なかなかわかりにくい情報となっておりますので、議員のおっしゃられたようなわかりやすい市の財政状況を伝えるべく検討をしていきたい、そして、市民の皆さんに尾鷲市の財政状況をしっかりと確認していただきたいというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） 先ほど市長のおっしゃられた財政情報の説明会とか出前トーク、そういったものを含めて、市内部に関してはそういったように説明して回っていただきたいなと思っております。また、市外の方に対してでも、そういうホームページだけではなく、何らかの形で尾鷲の財政状況がわかりやすい、読みやすいように解説をしていただけるとありがたいと思っております。

公会計と企業会計について、尾鷲市の今の状況から、今後、民主政権にかわりまして、民主党のマニフェストの中にもありますように、企業会計を導入していくというような文言がありますので、その辺について尾鷲市の対応として質問させていただきたいと思っております。

確かに自治体としての住民サービスを主体としながら、多くの財産を有し、また採算性の乏しい面の強い公会計と利益の追求を目的とする企業の企業会計とでは、中身的にも置きかえるというのはかなり難しいことだとは思いますが。しかし、財政再建に強く取り組んでいるよその自治体では、早くから企業会計導入に向けて議論されてきております。今回の民主党のマニフェストにおいても、一般会計、特別会計について、企業会計に準じた財務書類の作成、国会提出を法制化するという文言が入っております。あくまでもまだ国レベルの話ですが、現在の公会計基準は、国にとっては財務省、地方自治体においては総務省の方針として定められているものです。法律によって規定されているものではありません。もし企業会計に準じた財務書類の法制化が実現すれば、まずは国レベルでしょうが、発生主義、複式簿記の発想を導入した決算書作成が法制化されるかもしれません。また、国から地方へのひもつき交付金の廃止をされ、基本的に地方が自由に使える一括交付金として交付するとありますし、また、一括交付金のほかにも義務教育、社会保障の必要額は確保するというふうな民主党のマニフェストがあります。また、そういったことを踏まえまして、政局的に社会事情もかなり大きな変化が生まれてくると思います。それらに対して尾鷲市はどのように対応して取り組んでいけるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 企業会計の発想の導入が一般の皆様にも我々にとっても有益なのであれば、それはそういうふうな対応を検討していきたいというふうに思っております。一部バランスシート等で、もう既にその考えは示されているところがありますが、今後、民主党等の政策の情報を確実に入れながら、その対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） 民主党政権におきまして、まだ国の方で法案が通っているわけではないので、すぐという話ではないのですが、一応そういったことも踏まえて準備の方を進めていただければと思います。当然その中では財政の透明化が求められてくるとは思います。

それで、今後、事業施設及び設備の修繕費とかそういったものを特別積立基金というような形で積み立てていくことについて、ご質問、ご意見を聞きたいと思っております。事業施設及び設備は、尾鷲市の中には学校や体育館、公民館、運動場、公園、市営住宅、し尿処理施設とかがありまして、指定管理事業におきましても、

尾鷲市民文化会館、聖光園、尾鷲海洋深層水事業、夢古道おわせ、コミュニティーバスなどたくさんございます。今後、それらの施設は当然老朽化に伴う改修が必要となります。また、大きな改修費用を要する事態が生じた場合、このたびのように高額な予算を捻出することでは、ほかの事業に影響を及ぼしてしまうのではないかと考えております。

先日、濱中議員の質疑の方からありましたように、清掃センター、焼却炉のグレートバー、サイドプレート取りかえに伴う改修工事の話が出まして、回答をいただいておりますので、この話は別に環境課に向けての質問ではございません。例として挙げさせていただきますが、工事改修費の1億5,330万円のうち、国県支出金が2,275万2,000円、残りの1億3,054万8,000円が基金からの取り崩しとなります。今後、広域による清掃センター建設のめどが立たない今の状況の中では、現施設を使用しなければならないという必要性については十分に理解しております。現状の財政が歳入に対してぎりぎりの歳出をもって決めている以上、当初予算にこういう高額な改修費用などを盛り込むのは大変難しく、苦勞されているとは思いますが、しかし、限られた財源の中で多様化する行政課題に対応するには、すべての事業においてゼロベースからの徹底したスクラップ・アンド・ビルドをする必要があると思います。これまでのように、改修に至る費用の予算がとれなくても、計画的に定期検査予算をあらかじめ基金として単年度ごとに事業単位で基金を積み立て、使用限界まで延命利用できる状況を確認するべきだと私は考えております。また、それらについて会計の発生主義に当てはめれば、収益または費用を発生させる経済事象に着目し、この事象に従って収益または費用を認識するとなります。すなわち施設や設備の修繕費は事象によって含まなければならないということです。幾ら今回のような自由に振り分けができる交付金といえども、その交付金の5倍もの貯金を使う時期的にも慎重に考えなければならないと思いますし、今後も高額な改修費用を要する事業施設の改修が出てくるとは思いますが、また、それらに対してどのように対応していくのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 公共用施設の維持補修費に充当するため、公共施設等基金に毎年計画的に積み立てを行っていけば、緊急の補修に財政調整基金からの多額の取り崩しを行う必要がなく、他の政策的予算への影響も少なくなることは間違いありません。本市の当初予算編成時において、既に財源不足が発生し、財政調整基

金を取り崩して予算編成を行っており、補修のための費用を新たに捻出して基金に積み立てることが困難な状況であります。しかしながら、先ほど議員が言われましたように、本市の公共施設は老朽化が進んでいる施設も多く、今後、補修費用が増加することが予想されることから、公共施設等基金への積み立てを検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） 答弁ありがとうございます。緊急時における財調取り崩しとかは、必要性に迫られてやることですから、それは認めざるを得ないということだと思います。ただ、消耗品とかそういったものに関しましては、ある程度計画というものが立てられると思いますので、やはりこういう高額な消耗品に関しましては、事前に特別積立基金をしていただければいいのではないかと考えております。

それでは、本日は市長から大変多くの意見を賜りまして本当にありがとうございました。市長におかれましては、自身のビジョンやアイデアについて、職員並びに関係者と積極的に建設的な議論を重ねていただきたいと思います。そろそろ時期的にも来年度予算の編成に当たり、市長自身の公約にも挙げられていた項目について取り組みがなされるには、また職員並びに関係者へ具体的に周知していかなければならないと思います。今現在、何か取り組まれる計画や案がございましたら、今わかっている段階でも結構です。来年度、何か考えているようなことがありましたら教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 現在やっと2カ月を迎えたところでありますので、職員の皆さんと今、検討を重ねているところであります。そのようにご理解をお願いしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） これからいろいろと取り組まれること、来年度の予算に向けて市長の意見も盛り込んでいくこととなると思います。その際に、やはりその財源を確保するための考えや策を市民や職員の方に対してしっかりと周知していただきたいと思います。岩田市長は行財政改革を掲げておられますので、ご理解いただけるとは思いますが、現在の厳しい財政状況を把握し、当事者としての認識のもと、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に事業の実施に努めていただきたいと思います。職員や関係者と建設的な議論を重ねていただきながら、持

続可能な行財政システムを確立していただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

議長（三鬼和昭議員） ここで休憩をいたします。再開は午後 1 時からといたします。

〔休憩 午前 11 時 37 分〕

〔再開 午後 1 時 00 分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9 番、與谷公孝議員。

〔9 番（與谷公孝議員）登壇〕

9 番（與谷公孝議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、国の平成 21 年度予算及び同年度第 1 次補正予算に関しまして、市に対する影響についてお尋ねをいたします。

今回の衆院選の結果、政権が交代することになり、新政権発足とともに民主党のマニフェストに示された政策や制度への変更が進められることとなります。一方、前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成 21 年度予算及び同年度第 1 次補正予算に合わせて 14 兆円を超える予算が可決・成立いたしております。この予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される 15 の基金などの創設等が計上されており、本年においても当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っているところでありますが、新政権によって予算の見直しあるいは凍結などとの発言の中で、本市の関連する事業の展開に大きく影響を及ぼすのではないかと危惧をしているところでありますが、本市への影響について、現状をお聞かせいただきたいと思っております。

2 点目に、尾鷲市公共交通体系についてであります。

道路運送法の改正を受け、市内のバス路線であった松本線、九鬼線、輪内線、ふれあいバス八鬼山線を全面的に見直し、尾鷲地区巡回バス、ふれあいバス八鬼山線、ふれあいバス南回り線の 3 路線に集約され、本年 7 月より実証実験運行が始まりました。3 カ月がたとうとしておりますが、今日まで利用者からさまざまな意見が寄せられていることと推察をいたします。現に私ども議員側にも声が届いております。尾鷲地域公共交通総合連携計画には、「乗降状況や利用者及び市民の意見などを踏まえ、順次見直しを行いながら、本市の実情に応じた公共交通

体系を構築していきます。」とあります。改めてお伺いいたしますが、どのような意見などが寄せられているか、また、順次見直しについて、現時点での方向性、改善が可能か、お示しを願いたいと思います。

次に、須賀利地区の公共交通のあり方について。

現在、尾鷲地区と須賀利地区を結ぶ重要な役割を果たしているのが須賀利巡航船ですが、利用者が年々減少しており、平成19年10月から須賀利地区との協議の上、日曜日は運休となっております。また、便数も1便減らし1日4便となっております。そのような中、赤字縮減と地域振興につなげるため、須賀利周遊航路を新設し、8月7日、航路の試験運航を報道機関に公開、そして、周遊の申し込みは、この日から受け付けを開始されたようであります。市の第三セクターの須賀利巡航船会社のご努力に敬意を表するところでもございます。

しかしながら、須賀利地区住民の声として、巡航船を否定するというよりは、バスの乗り入れを希望される声特に女性層に非常に強くあらわれております。その理由については、巡航船への乗下船の際、困難が生じている、また日曜日が運休となることから、尾鷲地区に住んでいる孫たちの行事に出かけられない、さらに波が高くて欠航となる場合や、尾鷲地区に着いて用件を済ませる前に波が高くなったため、次の便の後は欠航となる連絡が入り、用件を済ませることができなかつたりと、大変不便であるということであります。年齢から来る体調や体力の面から安定した交通手段を望む声が非常に強く感じられます。

そのような観点から、次のような声があります。現在のバス路線である島勝 - 瀬木山線の利用のために、須賀利から島勝までのバスを走らせてもらえないか。二つ目には、ふれあいバス八鬼山線や南回り線のように直通バスなどを走らせてもらえないか。これらの声に対しまして、私は、島勝 - 瀬木山線を活用して、島勝から須賀利までの路線の延伸を考える方がより現実的ではないか、その前提として、隣の紀北町とも協議が必要ではないでしょうかと申し上げてまいりました。私なりに調査いたしましたところ、島勝 - 瀬木山線は距離にして22.7キロ、紀北町内18.8キロ、尾鷲市内3.9キロであり、国庫補助の生活交通路線維持費補助金を受け、路線の維持がなされております。補助金の対象期間は、前年10月から当年の9月として算定されており、平成19年10月から平成20年9月までの間は、補助金交付要件の一つであります経常収支が経常費用の20分の11に達せず、国、県の補助が受けられなかった。その原因は、利用者の減と燃料費の高騰が挙げられております。次の補助金交付対象期間は、平成20

年10月から平成21年、今月であります。9月まで、間もなく経常収益と経常費用の比率が浮かんでまいります。このようなことから、この際、関係行政機関との協議も進められてはと考えておりますが、ご所見をお伺いいたします。

ただ、巡航船の存在を私は無視しているところではございませんで、現在のすがり丸につきましては、平成7年9月に進水をし、14年が経過しております。その前のすがり丸は、昭和49年3月に建造されまして、21年にわたり運航をしてきた経緯から、現在の船はまだ六、七年は使用できると推測されます。しかしながら、須賀利地区の高齢化率は66.1%、巡航船の運航形態を考えれば自家用車の活用は不可欠でありますけれども、中でも75歳以上の運転者は20名弱と聞いております。交通安全上、心配されるところでもあります。

こういった中、一つの方法として、ほかに交通手段にデマンド方式がございますけれども、この方式についての考え方を伺いいたします。

次に、尾鷲市鳥獣被害防止計画についてお尋ねをいたします。

平成20年2月21日に施行されました鳥獣被害防止特別措置法に基づき、本市においても、平成20年度に尾鷲市鳥獣被害防止計画が、平成21年3月31日付、市のホームページに掲載されており、私なりの所感を述べさせていただきます。

まず1点は、被害防止策の実施体制に関する事項のうち、被害防止対策協議会に関する事項の中に「三重県猟友会尾鷲支部などと協議しながら、必要に応じて組織化を行うものとする」とあります。去る8月18日、県猟友会尾鷲支部、森林組合おわせ、市農業委員会、そして市の水産農林課で市の鳥獣被害防止対策協議会が設立されておりますが、被害の傾向欄には「人家近くでの食害がや生活被害が増加している」、あるいは今後の取り組み方針の中では、「被害が住宅付近に集中していることから、捕獲実施に必要な捕獲おりの整備を行う」としてあります。また、先月第2回定例会で議決されました補正予算に含まれた尾鷲市鳥獣被害対策強化事業の目的には、「近年において、鳥獣の民家侵入による食害、家財の汚損や家庭菜園や庭木、草花の食害など、生活被害が多発している」と位置づけております。この状況から考えますと、市の自治会連合会や区長会なども、市鳥獣被害防止対策協議会に参画していただき、防止対策に関連する情報の交換及びその情報の共有を図るためにご協力をぜひともお願いすべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

もう一点は、被害の傾向として、「原因としては、山林整備が行われず、森林

の下層植生が失われたことにより、餌場を失った結果、森林内におけるニホンジカのひのき、杉苗への食害や皮むきが多発しており」とありますが、本市の市有林等、整備の実態はどうか、あわせてお尋ねをいたします。

今回の鳥獣被害防止計画に関し、本市の計画には見なれない一方策として、モンキーダッグ、追い払い犬の採用はどうかとの市民からの声もございます。これは、平成19年11月に動物愛護法に基づく基準が改正され、鳥獣被害防止を目的として、一定の条件のもと犬の放し飼いが認められ、三重県内では松阪市、大紀町、度会町の3市町で取り組んでいるようでございます。この追い払い犬については、犬の訓練所への委託や訓練士の派遣による飼い主による訓練など、多少の費用が必要となりますけれども、本市における追い払い犬を活用した被害防止策についての考え方をお伺いいたしまして、質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、国の平成21年度補正予算に対する影響についてお答えします。

本市における国の第1次補正予算関連事業といたしましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で1億5,313万円の配分額が示され、新つばき振興券事業1,300万円や、今回予算計上しております清掃工場2号炉改修事業2,275万2,000円など13の事業に充当し、総事業費で3億4,024万2,000円執行することとなっております。また、地域活性化・公共投資臨時交付金では、美しい森づくり基盤整備事業4,813万2,000円など4件の事業で、総額8,914万2,000円の交付額となっており、総事業費は1億8,465万8,000円の事業が執行され、本市の経済に大きな効果があるものと思っております。しかしながら、今回、その補正予算については、政権交代による予算の組みかえを行うとの意向が示されたため、一部凍結が言われております。各地方自治体では、既に議会で議決された基金等も多くあり、それらの凍結についてはさまざまな意見が出されているところであり、凍結は難しいのではないかと考えております。また、本市といたしましても、実施事業が一部凍結となりますと、既に実施している事業もあるため、交付金の返還などということになれば一般財源で手当する必要が生じ、財政運営が大変厳しいものになってまいります。今後は、国の情勢を注意深く見きわめていく必要があります。県との連携を密にし、情報の収集に努めるよう指示しているところであります。

次に、バス路線の件であります。

7月から実施されておりますふれあいバスにつきましては、今、さまざまな意見が言われております。大きなものとしては、時間的な問題、時間が合わない、あるいはバス路線の延伸等についてであります。今後、これらの意見をアンケート調査等によって調査し、今後の検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、須賀利地区におけるバス運行及びデマンド方式の検討についてであります。

須賀利地区におきましては、現在、須賀利巡航船が唯一の公共交通手段となっており、地区人口の減少などの影響により利用者は減少しているものの、高齢者の通院や買い物のほか高校生の通学などの移動手段として利用されております。また、今年度から須賀利巡航船有限会社が須賀利周遊航路の運航許可を受けるなど、巡航船を活用した須賀利地区の魅力発信等による観光利用の促進を図っております。しかしながら、須賀利巡航船が須賀利地区の移動手段を担う重要な公共交通である一方、巡航船の運航が天候や波の状況により大きく影響を受けることもあり、須賀利地区でバス等の代替交通手段のニーズが高まりつつあることは認識しております。

昨年開催いたしました公共交通に関する住民説明会においても、地区住民から安定的な運行が可能なバスの導入についてのご意見をいただいております。しかし、バス等の代替交通の導入に当たっては、三重交通株式会社が運行する島勝線との競合の影響があるため、沿線市町である本市と紀北町が協調してバス路線を構築することが求められます。いずれにいたしましても、平成7年に須賀利巡航船、すがり丸を新造してから14年が経過しており、公共交通として安全・安心な運航を確保するため、船体の新造やバス等の陸路への転換といった交通施策の検討は必須であり、今後、須賀利地区の総意を確認していきたいと考えております。須賀利地区の総意が陸路への転換といった結論に至れば、議員がおっしゃられましたデマンド方式のメリット・デメリットや地理的条件等を勘案し、効率的な代替交通手段の転換等を視野に入れ、検討を進めるとともに、紀北町や須賀利巡航船有限会社等、関係団体と協議してみたいと考えております。

次に、尾鷲市鳥獣被害防止計画についてであります。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行により、鳥獣被害防止計画を策定した市町村については、鳥獣被害防止対策に

係る特別交付税の優遇措置がとられることから、本市におきましても、本年3月末に計画を策定しました。計画の内容につきましては、これまでの本市の取り組みや捕獲実績を反映させた基本的なもので、鳥獣害防止対策協議会についても当面は設立について検討を進めるという内容になっておりましたが、本年6月のイノシシによる人身事故を受け、有害鳥獣の捕獲圧の強化について一歩踏み込んだ対策が必要となってきたことから、林業分野、農業分野、そして猟友会といった関係団体を構成員とした鳥獣害防止対策協議会の設立に至った次第であります。このため、現行の防止計画の内容についても変更が必要となっており、それらを修正した段階で改めて議員の皆様にも説明させていただきたいと考えております。

さて、議員の提案されました鳥獣害防止対策協議会への自治連合会、区長会の参画につきましては、本年度の協議会事業として鳥獣害についての知識や対策についての講演会を計画しており、自治連合会、区長会の皆様のお力添えをぜひともいただきたいと考えていたところですので、協議会のメンバーとしての参画についても改めて協議会に図ってまいりたいと思います。前回も述べましたが、鳥獣害対策につきましては、行政だけでは限界があり、住民の皆様と一緒に地域が一丸となって対策に取り組んでいく必要があります。そのためにも、まずは一人でも多くの方に鳥獣害対策についての知識を知ってもらうべく、関係機関とともに対策を講じていきたいと考えていますので、自治連合会、区長会の皆様にも今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、森林整備による獣害対策につきましては、全国的な森林の状況として、林業の採算性の悪化等により間伐等の森林施業が行われず、放置される森林が増加しております。林内の下草や低木が消滅した森林が増加した結果、森林における野生鳥獣の生息の場が失われ、人里に野生鳥獣が進出し、鳥獣被害増加につながっているという意見も聞かれていますので、より一層の森林整備の促進を図ることが獣害軽減対策の一助になるものと考えております。

次に、生産林における間伐等の森林整備促進につきましては、森林組合が中心となって小規模森林所有者等への国県補助金を活用した森林施業の提案による取り組みが行われております。また、平成14年度より、三重県の新たな森林政策として、森林施業が停滞し、生産林としての維持が困難になった人工林や天然林について、環境林という位置づけを行い、森林所有者との契約に基づき、所有者負担のない公的な森林管理を行う森林環境創造事業及び森林再生CO₂吸収量確

保対策事業が創設されましたが、本市においては、南浦の馬越地区と三田谷地区のほか、大字行野浦、賀田、曾根、九鬼、梶賀町の市有林を含む民有林において本事業を実施しております。一方、国においても、平成24年度まで森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による優遇措置が講じられている状況であります。この施策を利用した森林整備の実施についても、森林組合の協力のもとに、より一層森林所有者に周知を図ることに努め、森林整備の促進を図ることが獣害軽減につながるという理念を常に念頭に置き、本市における森林整備施策を展開していきたいと考えております。

最後に、モンキードッグについてであります。

訓練を行った犬を使って猿を追い払うモンキードッグという獣害対策の手法につきましては、平成17年に長野県が導入して以来、多くの自治体で実施されていると聞いております。県内においても、大紀町を始め松阪市等でもモンキードッグ導入のための訓練が実施されているとのことですが、いずれも農地や山間部など人家の密集していない場所での実施が多いようです。本市の場合は住宅地で猿が出没するケースが多く、犬をリードから放すこの手法については、付近住民の理解と住宅地ならではの課題もあると思いますので、そういった面も含めて協議会でも検討をしてみたいと思います。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ありがとうございます。

最初の国の平成21年度予算、そして、その第1次補正予算関連で質問させていただきました。やはり一部凍結とか見直しという言葉が先行しておりましたし、今後、まだどうなるかもわかりませんが、特に事業の中には3カ年で取り組むとか、そういった事業もあります。ですから、そういうことがあって、その事業途中で、もう見直しで廃止とか、こういった話になってまいりますと、相当私どもの自治体としても混乱を来すであろうと、こう思っております。そういうことにならないように私も願っておりますけれど、市長もそういうことの空気をいち早く察知していただきまして、取り組みをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、2問目の交通体系の件でございます。現在の須賀利の周遊航路、8月に一応発表されて、現在、利用はどうかという感じがいたしますけど、その辺はいかがですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） 不定期航路、いわゆる須賀利周遊航路につきましては、スタートしたばかりでございますので、今のところ利用申し込みはございません。ゼロということです。今後、いろいろなイベントとかツアー客にPRをしていきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 確かにこのPRを新聞、報道機関に公開されてといったときはよかったんですけど、その後、総務産業常任委員会でも、私も利用時間等も問い合わせまして、それもお示しをいただきましたので一歩前進かなと思っております。この巡航船を活用した観光目的といいますか、こういったことについては、もう以前から声はありましたね。私もそう感じておりましたし、ぜひ成功していただければと思うんです。そういう意味では、もう少し周知がなされる方がいいのではないかと、こう思いますので、その辺よろしく願いいたします。

次に、島勝線の件であります。1回目の質問であらかたお話をさせていただきました。乗降調査の結果も、昨年12月1日から14日までの乗降調査も資料を手にしただけでも、島勝から瀬木山までの、特に瀬木山から島勝へ行く往路のこの半月の利用者数は620人で、そして復路、島勝から瀬木山に向かうのが660人と。週4便だと思うんですけど、私はきのうも時刻表を見に行きましたら、週4便じゃない、1日5便ですね。ただし、土日祝日は1便運休になるんですね。そういう利用状況であります。こういうことを考えますと、確かに昨年は相当燃料も高騰しましたから、その辺の経常費用の方がかなり上回っていったのではないかなと、こう思っております。

ただ、こういう状況下で、やっぱり島勝からこちらに来るまでの道中での、どちらにしても、須賀利もそうですけど、尾鷲市もそうですけれども、人口の減少傾向、そして利用者減というのは、便数が減ればまた不便が生じまして、それがマイカーにつながったりしておるような状況だと思います。ある意味、かといって、それでは便数をふやしていいのかというと、またそれなりの経費がかかりますから、そこは非常に難しいところではありますが、そういったことも含めまして、とにかく昨年の補助金が基準に満たなくて出なかったという、その辺は、ある意味、三重交通が丸々抱えたような話は聞いております。今年もこの9月で一応利用者の関係も経常収益も経常費用も数字はあらわれてまいります。そういった中で、この路線が維持できるかどうかという部分もありますけれど、できなけ

れば、それなりの関係する市町の負担を求められるか、あるいはその路線を廃止するという形になるのか、どちらかだと思っんですね。こういうことを考えてまいりますと、1回目でも申し上げましたように、須賀利までの乗り入れが可能になれば、その辺の路線維持と申しますか、どちらにしても市町の負担がもし出てくるのであれば、そういった考え方もできるのではないかなと、こう思っております。そういう観点でご提案を申し上げたんですけど、こういう一つの路線維持が昨年の実績では本来不可能という状況下にありますから、そういう状況を考えますと、尾鷲市としても安定した交通手段の確保という観点からいきますと、一つの協議をしていただけるいい環境と言ったら大変語弊がありますが、タイミングとしてはいいのではないかなと。ぜひ安定した安全な交通手段をとというのが一つの大きな地元の、特に女性層のお声だと思しますので、その辺をよくご理解いただきたいと思います。

次に、巡航船の寿命ですね。これは1回目も申し上げましたけど、現在の船は大体もう14年を経過してきておると。私も一応造船所の方にもお伺いしました。この内容は、要するに船の寿命というのはどうなんですかと。そうしますと、返ってきた言葉は、船の寿命というのは、大体減価償却をする期間、例えば9年とか8年とか、こういう期間だそうであります。ただ、船を運航するところによっては最長30年ぐらいいまでもたせるところもありますよと。一般論でいう減価償却期間が本来の寿命だと、こういうふうにして伺っております。そういうことを考えますと、先ほど1回目も言いましたように、今現在の船のその前の船から見ると、まだ六、七年の余裕がありますけれど、この須賀利の年齢構成等も見てまいりますと、非常にもう待たなしかなどという雰囲気があります。こういったことも踏まえて質問もさせていただいておりますので、市としては大体この船の寿命を何年ぐらいと見ておられるのか、その辺だけ、もしつかんでおられたらお示しをいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） 巡航船の耐用年数と寿命ということでございますので、そのことについてお答えします。現在の巡航船につきましては、進水が平成7年9月ということで、現在の経過年数は14年と。船舶の耐用年数というのがございまして、FRPプラスチック船では7年ということでございますので、耐用年数を2倍ぐらい経過しておるんですけど、他市の巡航船等の新造、いわゆる買いかえをする年数の情報を得ましたところ、一応20年から25年というスパンで新

造を繰り返している。それは運航距離にもございますので、ただ、尾鷲市については、運航距離はごく短いということもございますので、やはり20年から25年というふうなことで今のところ考えております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） これは一応、須賀利の人口の年齢構成も入った数字なんですね。先ほど言いました65歳以上が330人中218人で66.1%ですね。あと5年しますと、もう大方50人を超えるんですよ、75歳に入るのがね。私が考えるには、女性層が強いご意見があったということは、やはり高齢者の方がほとんど運転免許を持っていらっしゃらないと、だからそういうお声が強いのかなと、こういう感じがいたします。そういうことを考えてまいりますと、これは、この連携計画の21ページに、計画の目標と効果というところに、交通体系をこういうふうにしてつくっていくことによって、高齢ドライバーの公共交通への転換による事故の危険性の低下と、こういうことが期待される効果の一つに入っておるんですね。

それで、警察庁の方も高齢者に対する免許証の自主返納、これは1998年からスタートしたみたいですけど、これはなぜかといいますと、16歳から24歳までの若年運転者はもう年々減っているんですね。逆に、これは50代も40代もそうですけど、全体には下がってきておるんですが、60から64歳は微増です。少しずつふえています。65歳以上になりますと、他の年代の減少傾向に反比例するように増加傾向になっております。これは警察庁の交通局の調べでこう出ております。65歳以上の事故は、1998年に比べてこの10年間で1.87倍と2倍近くになっておるし、75歳以上に至っては2.75倍と3倍近くまで増加しておると、こういうことが報告されております。

この運転免許証の自主返納の制度を現在随分加速されてきておるんですね。と申しますのは、都市部においては公共交通機関が随分発達してきておりますから、自主返納してもそう支障はあまりないと思うんです。それプラス、この自主返納をしますと、これも警察庁のあれですが、自主返納された場合、運転経歴証明書というのを発行していただくそうなんですね。この運転免許経歴書を発行して、その経歴書を示しますと、公共機関の例えば劇場であるとか、いろんなサービスを利用するところなんかは割安で使えるとか、こういうことがあります。これはあくまでも公共交通機関が発達しておるから、都市部ではどんどん返納がふえておるんですが、どちらにしましても、今の状況で比較するのは大変難しいと思う

んですが、須賀利地区のように高齢化がどんどん進んでいる、そして公共交通機関は、ある意味、波が高くて船が欠航する、あるいは台風が近づいてきたら、それこそあしたはもう出ませんよとかがあると思うんですね。そういうことを考えていきますと、安定した交通手段をやっぱりある程度確保しておかないとというふうな感じですね。それがないと、今度は高齢にもかかわらず、どうしても運転を余儀なくされると。こういうことで、将来の、現在もそうですけど、高齢化が進んでいるだけに、交通安全上のことを考えますと、先ほど申し上げましたような自主返納制度なんかも進んできております。これはあくまでも交通安全を考えてやってあるわけですし、そういうことを考えていきますと、ぜひとも安定した交通手段を確保されるようお願いをしたいと思います。

それから、先ほど私もデマンドの話をしていただきました。これは、やはり日曜日が運休になっておりますし、それから、台風とか天候が荒れた場合に欠航した、また欠航が予測されるようなとき、明らかに予測されるような状況が発生したときに、代替交通手段として採用していけないか、こういうことも検討していただきたいんですね。ぜひその辺、ちょうどある意味、すき間を縫うようにした交通手段の確保といいますか、こういったことをひとつご検討いただきたいなと、こう思います。その辺のお考えをお聞かせいただければ。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私も選挙期間中、須賀利は随分行かせていただきましたが、バスを要望する声も随分多かった一方で、巡航船に非常に愛着を持ってみえる方もいるということで、やはり須賀利地区の総意としてどちらを選ぶのかという総意が必要なのではないかなというふうに思っております。いずれにしても、バスのデマンドとか安定した交通機関としてのバスの利用について、今後、協議会等も含めまして検討していきたいなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） よろしくお願いいいたします。この総意をどういうふうにして判ずるかということについては、アンケートやいろいろあると思うんです。また、地区の集会を開いているんなご意見を聞くということもあると思うんです。この女性層のお話によりますと、こういう言い方をしたら悪いんですけど、男性陣はちょっと意見が弱いという、ある意味、男性陣に対してハツパをかけるようなご意見がありました。それは、男性は特に免許取得者が比率的に多いと思います。そういうこともあると思いますし、また、大所高所の判断といいますか、区の役

員をされておるとか経験されておるとか、こういうことを考えますとなかなかストレートな意見表明というのは難しいと思うんですけど、その辺のアンケートのとり方、意見の聴取の仕方は、極力あらわれやすい形でとっていただきたいなと、こう思います。よろしくをお願いします。その辺いかがですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 須賀利地区の方の総意については、アンケートがいいのか、あるいは懇談会で聞く方がいいのか、そういったことを検討していきたいと思えます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） それから、ちょっと言い漏らしましたが、島勝から須賀利まで、要するに県道須賀利港相賀停車場線というやつですね。これが完成したのが昭和57年の6月20日と記録されております。その距離としては4,980メートル、約5キロですね。こういうことを考えますと、約5キロというと、峠道なんかで、平らな道であれば歩いたり自転車でも十分行けると思うんですけども、峠を越えなきゃいかんということがありますから、こういったことも含めて、距離的にはそうはないという感じがいたしますので、あわせてご検討いただきたいと思えます。

それから、この巡航船の関係については、これで置きたいと思えますが、言い漏らしたりしたら、また後で出すかもしれませんが、よろしくをお願いします。

あと、鳥獣被害防止特別措置法に関して、鳥獣被害防止計画でありますけれど、さきの定例会の総務産業常任委員会でも、先ほど1回目でもご紹介させていただきましたように、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の関係で、鳥獣被害の対策強化事業がありましたね。ここで説明をいただいた、この資料の中身を見てまいりますと、市町が行うべき業務である理由として、平成20年2月に施行された鳥獣被害防止特別措置法の引用が出てまいります。ところが、これをずっと見ても、尾鷲市の特別措置法にのっかって、尾鷲市鳥獣被害防止計画に基づいてこれをやりますよという内容じゃないんですよ。ここにお見えの議員さんも、こういう防止計画があったのかという話がちらちらありまして、確かに今年の3月31日、ホームページに掲載されておるわけですが、この3月からずっといろいろありましたよ。前市長の不信任とか議会解散とか、そして今度は市長選挙とか、いろいろありましたから、その辺の事情もあったかと思うんですが、やはりこういう防止計画に基づいて事業を推進するんですよと、こういうふうな形でお話をいただ

ければ理解も早いのではないかな、議論が交錯することはないかなと思うんですね。その辺の認識が市長にございましたらお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） おっしゃるとおりだと思いますので、今後、そのように対応していきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） それで、先ほどの質問に対しまして、対策協議会に自治連合会あるいは区長会、こういったところにも協力を求めていくと、こういうことでございますので、ぜひともよろしく願いいたしたいと思います。これは、特に住宅地のいろんな被害が実際出ていますね。本来の特措法の目的は、農業、林業、漁業、こういったところへの被害に対する一つの措置法でありますけれど、それが今、エリアがずっと広がって、一般住宅地にも関係はしてきておりますので、そういう意味では、農林漁業専門じゃなくて、一般市民でも住居に関係するところでもありますから、いろんな情報はあろうと思うんです。そういう声を集約すること一つかなと。猟友会さんは特別ですわね。捕獲とか狩猟の関係がありますから、それはそれなりのお役目があるわけですが、我々市民として協力できるという部分は、そういう見聞きすること、身近に体験したこと、こういったことは常にいつでも言えるんですよ。そうすると、そういった細かい情報も、地域は地域なりに横の連携で、確かに私も知っていますよ。宮ノ上の方も猿がえらいとか、ここもえらいとか、大滝の方もえらいとか、散発的にはわかるんですけど、全体的にいつごろ何月何日と、こういうふうなことも精査をしていけば、その群れの移動もよくわかるかなと思ったりしますので、ぜひ単組自治会の集まった連合会とか区長会とか、こういう生活に密着したところのご意見も、また情報も集められてやるべきではないかなということで、市長も随分前向きにお考えのようですから、私も連合自治会の役員の方にもお話をさせていただきました。やはり向こうも必要性を感じられておりますね。ですから、ぜひひとつお願いをいたしたいと思います。

最後になりますけど、その辺の取り組み姿勢をもう一度お聞かせいただきまして、私の質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 各連合自治会や区長会の発見事例の報告だけでも貴重な資料となるとおられますので、ぜひ今回、協力を求めていきたいなというふうに思って

おります。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 発見事例というお話ですが、実際の被害の例も出てくると思
います。その辺も把握されればと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

議長（三鬼和昭議員） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午後 1時50分〕

〔再開 午後 2時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、北村道生議員。

〔1番（北村道生議員）登壇〕

1番（北村道生議員） 本日最後の質問者となりました。皆さん、お疲れだろうと思
いますけれども、最後までよろしくおつき合いをお願いいたします。

なお、私ごとですが、私は現在、歯の治療中ございまして、いささか口から
空気が漏れますので、お聞き苦しいことと存じますが、ご容赦をお願いいたした
いと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

去る8月30日に投開票が行われました衆議院選挙で、国民の暮らしや平和を
壊してきた自民・公明政権が、国民の厳しい審判を受け、歴史的な大敗を喫し、自
公政権は退場することとなりました。この選挙でわき起こった風は、「自公政権
ノー」の風であり、根本からいえば自民党政治が崩壊する過程で起こっている風
だと考えます。それは、日本の政治を前に動かす流れでもあります。同時に、こ
の流れが2大政党の政権選択という大キャンペーンのもとで、民主党への大きな
流れとなり、民主党を中心とした社民党、国民新党の3党連立政権が誕生すると
いう結果になりました。

こういう中で、日本共産党は、民主党中心の政権に対して、いいことには協力、
悪いことにはきっぱり反対、問題はただすという建設的野党の立場で現実政治を
前に動かすために奮闘をしたいと考えております。

そこで、後期高齢者医療、国民健康保険に関係して、保険証発行に絞って質問
をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

昨年の4月から施行されました後期高齢者医療制度は、実施が進むにつれ
て、75歳という年齢による引き離し、年金から保険料の天引き、2年ごとの保

険料の改定、保険証の取り上げに対する不安、差別医療の導入等々、国民からの批判がどんどん高まり、厚生労働省がその都度通達を出して対応を指示するという状態が続いてまいりました。日本医師会の政治団体、日本医師連盟の中にさえ、地方組織が制度に反発し、反対を表明するほどでありました。

私も19年の第4回定例会、20年の第2回定例会と第4回定例会の3回にわたって廃止を求める立場から一般質問を行ってまいりました。

そんな中で、政治的には、参議院では民主、共産、社民、国民新党4党が、この後期高齢者医療制度の廃止法案を共同提案し、可決するまでになりました。残念ながら、衆議院では自公与党の多数で否決はされました。全国の自治体でも、後期高齢者医療制度を廃止する請願を採択する自治体が出始めました。三重県議会も廃止を求める請願を採択いたしました。我が尾鷲市議会でも、20年第4回定例会で廃止を求める請願が皆さんの力で採択をされて、国に対して意見書が提出をされました。

今回、図らずも衆議院選挙のマニフェストに後期高齢者医療制度廃止を盛り込んだ民主党を中心とする政権が誕生することになりました。日本共産党も建設的野党という態度で、この後期高齢者医療制度廃止のために協働することになります。ここに衆議院での後期高齢者医療制度廃止法案が可決される見通しが生まれ、この高齢者いじめの後期高齢者医療制度の廃止が現実のものとなってまいりました。

そこで、この後期高齢者医療制度に対する市長の見解をお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革の一環として、75歳以上の高齢者等を対象に平成20年4月から施行されたところであり、しかし、その制度に対する賛否が生じていることから、民主党、社会民主党、国民新党の3党連立政権が制度の廃止で合意しております。また、新内閣においても、厚生労働大臣が廃止する意向を表明しておりますが、具体的な時期や廃止後の制度設計は不透明の状況であります。本市のようにお年寄りの多い地域にとって、市民の皆様の安心・安全を維持・継続するために医療制度は欠かすことのできない重要なものと認識いたしております。後期高齢者医療制度にかわる新しい制度については、国、県の指示を待って対応することになりますが、それ

までは後期高齢者医療制度を適切に運営し、市民の皆様の健康と生活を支えていきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 市長としては、この後期高齢者医療制度に対するはっきりとした態度はなかなか表明しにくいだらうという予想はいたしておりましたけれども、前々市長も前市長も、どちらかというとな肯定的な立場の見解を示されておりましたけれども、現岩田市長もなかなか微妙なご答弁でございまして、それはそれとして、そのままいただいておりますというふうに思います。

先ほど市長の答弁にもありましたように、新政権の厚生大臣に就任いたしました長妻厚生労働大臣は、はっきりと最初の記者会見で「廃止をいたします」というふうに明言をされました。ところが、現在、各県単位で後期高齢者医療広域連合がつくられて、そのもとで、これまで1年半にわたって高齢者医療が実施されてきておるのは事実でございます。そして、一定の定着を現在見ているところなのはご存じのとおりであります。ですから、新しくできる政権のもとで、長妻厚生大臣が言われるように、後期高齢者医療制度の廃止法案が成立するとしても、廃止後、もとの老人保険に戻るのか、それとも新しい制度を構築するのか、その議論が行われて新しい仕組みの医療制度がつくられるのは、しばらく先になるのは当然のことだろうと私も理解いたします。前民主党の福山哲郎政調会長代理も、NHKの番組で、一、二年ぐらいのうちに廃止をしたいというふうに述べておるのを聞きましたけれども、廃止には時間がかかるという考えを示したものだというふうに思います。

そうすると、新しい制度ができるまで、今のままの制度で高齢者の医療が行われるということにならざるを得ないと思うのですが、そういうふうに考えてよろしゅうございますか。まずそれを。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 厚生労働大臣が後期高齢者医療制度の廃止を表明しております。制度の改廃が行われるまでは現制度が継続されるものと考えております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） すると、今の健康保険証をそのまま使って医療を受けるという体制が続くということで理解してよろしいですね。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） そのとおりでございます。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） では、そのことを念頭に置いて、私が昨年（昨年）の第4回定例会で質問をいたしました資格証明書の発行について、改めてお聞きをいたしたいと思っております。保険証は、この8月1日付で更新されましたね。その時点での後期高齢者の対象者の数を教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 後期高齢者医療制度対象者は、8月1日現在3,851名でございます。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 私は、この前、第4回定例会でお聞きしたときには、10月現在で対象者が2,899名だということでしたから、それ以後、約1,000名ふえているという勘定になると思うんですが、その3,851名の中で普通徴収者の数はどれだけになりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 3,851名のうち、普通徴収の方が2,540名でございます。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 第4回定例会での私の質問のときの10月現在の普通徴収者の数は904名だというふうにお答えいただいていたのですが、この904名というのは間違いはないですか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 2,540名につきましの説明なんですけど、普通徴収になりました数につきましては、20年度に特別軽減がございました。年金の7割軽減が8割軽減の対象となり、1年で徴収すべきところを半年で終わったという方が発生しました。それにより2,540名となりました。10月の時点での普通徴収の数は507名になります。

議長（三鬼和昭議員） 北村議員、「議長、1番」とお申し出ください。

1番、北村議員。

1番（北村道生議員） そしたら、普通徴収者の数は2,540人というふうに理解する方が正しいわけですね。はい、わかりました。その2,540名の普通徴収

者の中で、施策が行われた昨年4月から現在までに保険料を滞納している人数は何人になりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 109名になります。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 滞納者が109名ということですが、この滞納者についての問題点として、後期高齢者医療制度の規則の中には、1年以上の保険料滞納者については資格証明書を発行すると。もちろん、ただし書きとして機械的には行わないということがあるようですが、7月31日に三重県の社会保障推進協議会、いわゆる社保協と言われる団体があるわけですが、その社保協と県の広域連合が懇談をしております。その懇談の中で、広域連合は、8月1日の保険証の更新段階では778名の方に6カ月の短期証を郵送したというふうに答えておるわけですがけれども、その778名の短期保険者の対象者というのは、保険料の未納者の中に含まれる人数なんですか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 短期証の発行者のものにつきましては、三重県後期高齢者医療短期被保険者証交付取扱要領に基づき発行することとなっており、滞納者の方々が大半は当たると思っております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 尾鷲市に短期証の交付者がその中に含まれておりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 尾鷲市の6カ月の短期証の数は26名の方に交付しております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 26名の方が短期証と。これは6カ月ですね。6カ月短期証が26名の方に交付されているということなんですが、尾鷲市の短期証の交付の基準というのは、県の広域連合の基準に準じてということによろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 尾鷲市の短期証の基準でございますが、三重県後期高齢者医療広域連合が定めた三重県後期高齢者医療短期被保険者証交付取扱要綱に基づき決定されるものでございます。平成21年8月に新たな被保険者証へと更新をいたしました際は、納付相談に応じようとし、納付相談の結果、所

得、資産を勘案すると十分な負担能力があると認められるときなどの納税意識の希薄な滞納者に対しまして6カ月の短期証を交付いたしたところでございます。交付に当たっては、広域連合と市が連携をとり、慎重に決定したところでございます。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村道生議員。

1番（北村道生議員） よくわかりました。短期証が6カ月だということですから、6カ月先にまた新たな判断をしなければならんということなるわけですね。現在のところ、広域連合としては資格証明書の発行というのはほとんどしないと、そういうふうに判断してよろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 6カ月の短期証だと思うということで、発行についての考えなんですけど、対象者の方と納税相談あるいは納付交渉等を行いまして、保険証への切りかえ、あるいは短期証の継続をしたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 問題は、短期証の期限が切れる6カ月先、それが問題になるというふうに思うんですけども、先ほども申しました県の社保協に対する県の広域連合が、要望書に対する回答も出ているんですね。その回答分の中に、資格証明書の運用についてという点について何点が回答しているんですけど、ここにありますので読ませていただきますと、三後高医第146号ということで、広域連合長の松田直久さんという方からの回答書なんですけど、資格証明書の運用についての留意点として、1、資格証明書の交付により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないよう、機械的に行うことのないような運用をすること、2、特に所得の少ない被保険者への対応として、収入、生活状況等を個々に具体的に把握し、資格証明書の交付に至らないよう運用基準の整備を図ること、こういうふうに回答しておりまして、さらに、そのことを担保するために、資格証明書を出す場合は一人一人の報告書を出してもらおうというふうに回答しているわけですが、例えば、尾鷲市で回答が出た場合に、その資格証明書を発行する場合には、尾鷲市から一人一人の報告書を出すというようなことになるのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 後期高齢者の資格証につきましては、慎重に慎重を期したいと考えております。医療が先という形の考えもありますので、十分納

税相談、納税交渉等を行いまして、その上でなおかつ6カ月の短期証、あるいは3カ月の短期証で対応し、特に納税意識が希薄な方につきまして、いろいろ調整をとりましてからの対応になると考えております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 後期高齢者医療制度に移行する前の老人医療制度では、保険証の取り上げは禁止されておったわけですね。政権が変わって、確かに時間はかかるにしろ後期高齢者医療制度が廃止されると、そういう状況の中で、尾鷲市では、その廃止を見通して一人も資格証明書を発行しなくてもいいように、ぜひ今後対応をしていただきたいということを、この点については要望いたしておきます。これは答弁は結構です。

次に、国民健康保険にかかわる資格証明書交付の問題に入りたいと思います。国民健康保険が多いと思うんですけれども、現在、資格証明書を交付している人がおられますか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 国保につきましては、資格証の発行をしておりません。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 資格証明書の受給者の人数を教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 10月1日現在でございますけれども、71名でございます。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） これは前にも申し上げましたけれども、資格証明書を発行されますと、病院の窓口では全額医療費を支払わなくてはなりませんから、当然受診控えが起こるのは当たり前のことだと考えます。そこで今、午前中も問題になりましたけれども、新型インフルエンザが大きな問題になっており、尾鷲市でも防災無線を通じてその対策を市民に喚起いたしておるところですが、新型インフルエンザの感染者で、資格証明書の発行で受診の機会を失うということはあってはならないと思います。新型インフルエンザの感染が広がる原因にもなり、手おくれになるということも考えられるわけであります。そのために、国民健康保険の資格証明書の発行予定人に、大体3カ月の短期証だろうというふうに報道されておりましたが、その短期証を緊急に対象者に交付する自治体が次々と出ている

と報道されておりました。もし、仮に尾鷲市に、資格証明書発行者の中に感染者が出た場合、当然病院へ行けなくて受診控えをするという方も中には出るやもしれません。そういう場合、資格証明書発行世帯に対して、たとえ3カ月であろうと短期の保険証を緊急に交付するという必要があるのではないかと考えるのですが、その点はどうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 東京都の町田市などでは、新型インフルエンザの感染拡大を防止する目的で、資格証明書交付予定の被保険者に対し短期証の交付をすることを決定したことは承知しております。本市における資格証明書については、尾鷲市国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱を基本として、個々の事情を勘案した上での交付としております。資格証明書交付予定のすべての被保険者に対し短期証を交付することは、保険料を納付していただいている他の被保険者との公平性が損なわれるため、インフルエンザ対策として一律での短期証交付は、現時点では考えておりません。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 考えていないということですが、もしそうなら、せめて資格証明書発行世帯へ新型インフルエンザに感染している疑いがあるというふうに見られる場合には、病院の窓口で通常の自己負担額を負担すればよいということの旨を通知ぐらいできないものでしょうか。そして、受診控えを阻止するという対応を、せめてそれぐらいは必要なのではないかと思います。どうでしょう。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今後、インフルエンザ対策として国、県から指針が出されるものと思いますが、その指針に基づき迅速に対応できるように情報の収集に努めてまいります。資格証明書を交付している被保険者が病気などで受診を必要とした場合、以前から受診を優先して対応しておりますが、新型インフルエンザを特例として対応する考えは、現時点ではございません。

議長（三鬼和昭議員） 1番、北村議員。

1番（北村道生議員） 新型インフルエンザの感染者に対する対応というのは、おくとすると大変なことになるわけですから、ぜひともそういう感染の疑いがある場合には、スムーズに病院にかかれるような、そういう体制をとれるように、ぜひとも一度ご検討をお願いしたいというふうに思います。

最後に、後期高齢者医療制度反対の国民の声は、今回の政権交代をつくり出し

た要素の大きな一つであったということを申し添えて、私の質問を終わります。

答弁は結構でございます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、あす25日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時32分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員